

交通遺児育成会とは、学業支援や人材育成の活動を 行いながら、交通遺児を応援しています。

一瞬にして悲しい交通事故に巻き込まれ、生計維持が困難に なったご家族のために育成会が返済不要の支援金を給付します。



対 象

- ●小・中・高等学校生 ●特別支援学校生
- ●専修学校生 ●大学・大学院生
- ※給付申請時学校在籍中のもの

資格

- ●保護者が死亡または※後遺障害を負ったもの
- ※後遺障害とは身体障害者1~4級と診断されたもの
- ●保護者(配偶者含む)の年間所得が400万円未満
- ●ほかの給付制度の利用も認める (条件あり)

支援内容

- ●奨学・育成金、激励金、見舞金を給付します
- ●海外・国内派遣を希望するものにリーダー育成金を支給します
- ●イベントやプロスポーツ観戦に招待し、家族で楽しんでもらう 場を提供します



申請の案内は4月に入って学校へ募集要項を郵送します。 またはHPでご確認いただくか、お気軽にご連絡ください。

詳細はこちらからお問い合わせください /

TEL 098-987-0743

公益財団法人

〒900-0027 那覇市山下町18番26号 山下市街地住宅2F B-211号室 沖縄県交通遺児育成会 http://www.okiko-iku.com

